

「必ず男子を生まなくてはならない」悠仁さまの"将来のお相手探し"が大苦戦必至である理由　このままでは皇室は一人になる

PRESIDENT Online

高森 明勅

神道学者、皇室研究者

16年ほど前に政府で本格化していた皇室典範改正の動きは、秋篠宮家長男の悠仁さま誕生とともに止まってしまった。今や、天皇陛下の次の世代で皇位継承権を持っているのは悠仁さまだけだ。神道学者で皇室研究者の高森明勅さんは「このままでは皇室には、悠仁親王殿下だけが残ることになってしまう」と危惧する――。

※本稿は、高森明勅『女性天皇』の成立』（幻冬舎新書）の一部を再編集したものです。

「必ず男子を1人以上生まなければならない」

私は何度でも言う。今の制度のままなら、皇室にはやがて悠仁親王殿下たったお一方だけが残ることになってしまう。そのことが、あらかじめはっきりと分かっている場合、畏れ多いが、悠仁殿下と結婚したいと考える国民女性がはたして現れるか、どうか。しかも、必ず「男子」を1人以上生まなければ、長い歴史をもつ皇室を“自分のせいで”滅ぼしてしまうことになるという、“およそ想像を絶する重圧”がかかるとしたら。

内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持するが、配偶者や生まれてくる子は国民とする「一代限りの女性宮家」などという、政治的妥協の産物としか思えないような、残酷な制度を内親王方に“押し付け”た場合でも、悠仁殿下のご結婚相手が必ず「男子」を生まなければならない事情は、何ら改善されない。何故なら、それらの宮家がいくつかあったとしても、次の代には途絶えてしまうからだ。

どれだけお子様に恵まれても、それらの宮家からは、皇位継承資格者がただのお一方も現れない。ならば、悠仁殿下のご結婚相手が「男子」を生むしかない。そんな条件のもとでは、悠仁殿下のご結婚は極端に困難になってしまう。普通の想像力があれば、そう考えるしかないだろう。そしてもし、万が一にも悠仁殿下がご生涯、独身を通されるような事態になれば、皇室の歴史はそこで終わる。

それ以前に、不測の事故など決してあってはならないことでも、危機管理の観点から当然、織り込んでおくべき事柄だ。現に、いずれも幸い大事には至らなかったものの、平成28年（2016年）11月に、悠仁殿下が乗られたワゴン車が、中央道相模湖IC付近で渋滞の最後尾に追突する事故があり、さらに同31年（2019年）4月には、刃物を持った不審人物が悠仁殿下を狙って、お茶の水女子大学附属中学校に侵入する事件すら、起きている。しかし、政府も有識者会議も、そのような危険性からなるべく目をそらそうとしているようにしか見えない。あまりにも無責任ではないか。

(母方から天皇の血筋を受け継ぐ)「女系天皇」を認めることは、もっと先延ばしできると錯覚していないか。

★女性宮家の夫や子どもが直面する困難

しかし、**女系天皇を認めなければ、制度としての整合性から、女性宮家の継承もできない。**一代限りの宮家にならざるをえない。ご結婚相手は、皇族にもなれないのに、憲法が国民に保障したはずの自由も権利も、法的根拠もなく大幅に制限される可能性すらある。わが子は皇室の中で生まれたはずなのに、本人の結婚と共にか、それとも一定年齢に達したらか、どちらにしても皇籍を離れて、皇室にそのままとどまることはできない。

その子は、皇位継承資格者でも、その配偶者でもない。皇位の世襲継承にかかわりのない立場だから、いつまでも税金で生活をするわけにはいかないからだ。わが子が、そんな宿命を背負うことがあらかじめ分かっている以上、そのような結婚を望む国民男性がはたしてどれだけいるだろうか。

ご結婚後、共に国民として暮らすのであれば、もちろん話は別だ。共に力を合わせて、国民として自由な生活を追求できる。しかし、**妻は皇族なのに自分は“自由を奪われた”国民。わが子は先のような境遇を避けられない。**となれば、結婚に二の足を踏んだとしても、誰も責められないはずだ。

「皇位の安定継承」にはほど遠い

つまり、**「女系」継承の容認を先延ばしすると、「女性宮家」は必然的に“一代限り”になり、それはご結婚のハードルが極めて高い「野蛮な」制度になる他ない、ということだ。**もしめでたくご結婚の上、お子様に恵まれられても、先に述べた通り、実にお気の毒な状態になるし、そのような犠牲を払われても、皇位の安定継承には“1ミリ”の寄与にもならない。

有識者会議の議事録を拝見すると「時間軸」という便利な言葉が多用されている。自分たちの保身のためとまでは言わないが、彼らが“火中の栗”と思い込んでいる「女系」容認には手をつけずに先延ばしをして、何となく“やっている”感をかもし出せるような、目先だけの「皇族数の確保」対策をとりあえず打ち出そうというニュアンスで、使われているようだ。しかし、そこに手をつけなければ、目先の対策自体が機能しない。「女系天皇」は時間軸の“先”にあるテーマではない。もし「女性宮家」という制度を採用するのであれば、“同時に”セットで取り上げなければならない。

★憲法違反の可能性もある「旧宮家案」

旧宮家案の問題性についても、これまで述べていない点について、言及しておこう。このプランが憲法の禁じる「門地による差別」に当たり、“国民平等”の原則に違反するとの指摘があるが、このことがもつ深刻な意味について、もう少し掘り下げておきたい。

昭和天皇、上皇陛下、そして今の天皇陛下の、長年にわたる「国民に寄り添われる」ご努力の
積み重ねによって、今や圧倒的多数の国民が、天皇・皇室の存在を受け入れ、素直な敬愛の
念を抱いている。それが実情だろう。

しかし以前は、数自体はさほど多くなくても、強硬な反天皇論者がいたし、一部には反天皇感
情のようなものも、わだかまっていた。昭和から平成への時代の変わり目と、平成から令和へ
のそれでは、基調となるムード自体が大きく変わった。

昭和の時代には、昭和天皇の“戦争責任”をめぐる論理以前の怨念のようなものが、長く尾を
引いた(昭和天皇の戦争責任をめぐる論理的・実証的解明については、大原康男氏『天皇の
戦争責任』覚え書参照)。しかし、昭和天皇と上皇陛下ご自身が自ら進んで、むしろ背負われ
る必要のない「責任」まで、懸命に背負い続けてこられたそのお姿によって、そうした感情はほ
ぼ過去のものになった。しかし、★「平等」という普遍的な価値と、天皇・皇室という日本独自の
存在との関係については、さまざまな批判的観点を生み出しかねない素地が、今も完全に消
え去ってはいないように思える。

旧宮家案は「パンドラの箱」

私自身は、自由・平等という価値があまねく人々に保障されるためには、少なくとも現在およ
び予想しうる将来の世界においては、国家統治のあり方が健全に保たれることが、前提とし
て欠かせないと考えている。その前提を支える条件は、国によってさまざまだろう。わが国の
場合は、天皇・皇室こそがとりわけ重要な役割を果たされているのではないか。そのように考
えているので、天皇・皇室の存在を単純に平等の敵対物と見るような、硬直した旧式の考え方
には賛同できない。

しかし、経済格差の拡大に歯止めがかからず、社会の各方面に不遇感やいわゆる“上級国
民”への反発などが蓄積している時代傾向の中で、天皇・皇室を「平等」理念の対極にある存
在と捉える見方が、もはや二度と現れないと決めてかかることはできない。

しかし、これに対しては、自由・平等の法的な意味での最後の“掘り所”と言うべき憲法それ自
体が、★天皇・皇室と国民の間に厳格な線引きをして、国民には「法の下での平等」を保障しな
がら(“国民平等”の原則)、天皇・皇室はその保障に欠かせない公的秩序の枢軸として、カテ
ゴリー的に区別している——というクリアな説明ができる。

ところが、もし家柄・血筋を理由として、国民であるはずの旧宮家系の人々だけが皇室との養
子縁組をできるという特権的な扱いを受けた場合、その“線引き”が崩れてしまいかねないだ
ろう。すでに触れたように、旧宮家系の人々と、それ以外にも多く国民の中に存在する「皇統
に属する男系の男子」との間の線引きも、どうなるか気がかりだ。その線引き自体が“差別”
とも言うるし、逆に線引きをしなければ、皇室と国民の線引きがとめどなく崩れてしまう危険
性がある。

従って、旧宮家案は憲法違反と見なさざるをえないだけでなく、天皇・皇室と「平等」理念とのあやうい均衡を破る、「パンドラの箱」になりかねない。よもや、政府がまともに取り上げることはあるまいが、くれぐれも警戒を怠ってはならないだろう。

「女性天皇になるか主婦になるか」引き裂かれ続けた愛子さまの 20 年世論は OK なのに政府は止まったまま

PRESIDENT Online 高森 明勅 神道学者、皇室研究者

天皇陛下の長女、愛子さまが 12 月 1 日、20 歳の誕生日を迎えられた。神道学者で皇室研究者の高森明勅さんは、女性天皇に関する議論が先延ばしにされているために「敬宮殿下（愛子内親王）はお生まれになった時から、女性天皇になられるか、それとも主婦になられるかという、極端に異なる 2 つの未来像に引き裂かれたまますごしてこられたことになる」という――。

※本稿は、高森明勅『女性天皇の成立』（幻冬舎新書）の一部を再編集したものです。

★ 憲法も世論も「女性天皇」を否定しない

「女性天皇」という選択肢について、近年の各種世論調査の結果では、コンスタントに国民の高い支持を集めている。

1. 平成 30 年(2018 年)4 月の「朝日新聞」の調査では、賛成 76% に対し反対が 19%。
2. 同年 9 月の NHK の調査では、賛成 92% に対し反対が 12%。
3. 同年 10 月の共同通信の調査では、賛成が 82% に対し反対が 14%。
4. 同年 11 月の時事通信の調査では、賛成が 76% に対し反対が 19%。
5. 平成 31 年(2019 年)4 月の共同通信の調査では、賛成が 85% に対し反対が 15%。
6. 令和元年(2019 年)5 月の「読売新聞」の調査では、賛成が 67% に対し反対が 8% (ただし、同調査の設問には不備が指摘されている)。
7. 令和 3 年(2021 年)4 月の共同通信の調査では、賛成が 87% に対し反対が 12%。

右のような実情だ。いずれも賛成が反対を圧倒している。もちろん、皇位継承という厳粛なテーマを変動幅がある世論調査の結果“だけ”で判断すべきではない。しかし一方、天皇が憲法で「国民統合の象徴」とされている以上、国民の受け止め方をまったく無視してしまうわけにもいかないだろう。その意味では、世論調査の結果にも、一定の関心を払う必要があるのは確かだ。

又、女性天皇は過去に 10 代・8 方おられた事実がある。そのため、有力な否定論を見かけない。せいぜい「女系天皇につながるから反対」といった程度だ。旧時代的な「男尊女卑」の価値観に立たない限り、女性天皇の可能性を一方的には否定できまい。

憲法上も、帝国憲法の場合は「皇男子孫」(第2条)と条文自体によって女性天皇を排除していたのに対し、**今の憲法では「世襲」(第2条)と規定するだけ**なので、特に女性天皇が問題視される余地はない。むしろ、「国民統合の象徴」であるはずの天皇に、男性しかできない現在の制度は、国民の半数が女性である事実を考えると、いささか奇妙ではあるまいか。

★ 皇族と憲法第3章

しいて問題点をあげるとすれば、次のような懸念が表明されるかも知れない。すなわち、もし女性天皇を可能にした場合、(継承順位の設け方にもよるが)急な制度変更によって当事者の人生プランが、根底からくつがえされることになるのではないかと。

この点についてはどう考えるべきか。

まずは、少し冷酷に聞こえるかも知れないが、制度論的な整理をしておく必要がある。旧宮家案が“純然たる国民”を対象としているのに対し、女性天皇を可能にする制度改正の場合は、あくまで皇族が対象だという、基本的な前提条件に違いがある点を見逃してはならない。

対象が国民であれば、繰り返すまでもなく、当然ご本人の同意が絶対的な前提条件になる。しかし、対象が皇族の場合だと、憲法第3章の全面的な適用は受けず、むしろ第1章、なかならず第2条「皇位は、世襲」の適用が優先される。よって、当事者のご意向は不可欠の要件とはされないというのが、少なくとも制度論上の考え方になる。

★ 誕生時に触れられた「女性天皇」の可能性

しかも、重要な事実がある。それは天皇陛下のご長女、**敬宮(愛子内親王)殿下**がお生まれになった時(平成13年(2001年)12月1日)、昭和天皇の弟宮でいらつしやうた高松宮お妃さき、**喜久子妃が『婦人公論』(平成14年(2002年)1月22日号)にお祝いの一文を寄せられ、その中で「女性天皇」の可能性について、はっきりとお触れになったことだ**。「女性の天皇が第127代の天皇さまとして御即位遊ばす場合のあり得ること、それを考えておくのは、長い日本の歴史に鑑みて決して不自然なことではないと存じます」と。

この文章は敬宮殿下ご本人のお誕生を祝したものである以上、**殿下のご成長のさほど遅くない時点で、必ずやお目にとまる機会があつたに違いないと考えるのが自然**だろう。敬宮殿下にとって「女性天皇」という選択肢が政治の場で浮上することは、決して唐突な事実ではなかつたはずだ。

しかも、小泉純一郎内閣の時に設置された「皇室典範に関する有識者会議」(吉川弘之座長)が平成17年(2005年)11月に提出した報告書では、「今後の望ましい皇位継承資格の在り方」として次のように結論づけていた(同会議のヒアリングには私も応じた)。

「今後における皇位継承資格については、女子や女系の皇族に拡大することが適当である」と。

★「先延ばし」で将来像が宙ぶらりんの状態に

敬宮殿下をはじめ、内親王・女王方は制度変更の当事者でいらっしゃる。当時はメディアによるさまざまな報道もなされていた。それらの女性皇族の皆さまが、今さら「女性天皇」容認をまったく予想外の制度変更と受け取られるとは考えにくい。それよりもむしろ、**制度の見直し**がいたずらに“先延ばし”され、その結果、ご自身の人生の将来が「皇室に残るか、ご結婚と共に国民の仲間入りをされるか」鋭く2つに分裂したまま、いつまでも宙ぶらりんの状態で放置され続けてきた事実こそ、残酷この上ない仕打ちだったと言えるだろう。

特に敬宮殿下の場合は、**女性天皇になれるか、それとも主婦になれるかという、極端に異なる2つの未来像に引き裂かれたまま、これまで20年間の歳月をすごしてこられたことになる。**

それはすべて政治の怠慢、無為無策とそれを見すごしてきた国民の無関心が原因だ。

★「女系天皇」も欠かせない

次に「女性宮家」を取り上げよう。これについては、女性天皇の可能性を認める場合、未婚の女性皇族(内親王・女王)がご結婚と共に皇籍を離れるルールを一方で維持しては、制度として機能しがたい。よって、**女性天皇の選択肢を採用するのであれば、女性宮家も当然採用しなければ、制度上の整合性が保てない。女性天皇と女性宮家はセットで認めるべきだ。**

しかも、**女性天皇と女性宮家を認めながら「女系天皇」を認めないというやり方も、皇位の安定継承を目指すのであれば、ツジツマが合わない。**その意味では“女性天皇は女系天皇につながる”“女性宮家は女系天皇につながる”という男系限定維持派の言い分は間違っていない。もっと踏み込んで言えば、**「女系天皇」を排除しながら「女性天皇」「女性宮家」を認めても、しょせんは“一代限り”にとどまり、将来に向けた皇位の安定継承には寄与しない。**「象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていく」(上皇陛下の平成28年(2016年)8月8日のビデオメッセージ)ことにはならないのだ。

普通に考えてみれば分かることだ。女性皇族がご結婚後、「女性宮家」の当主になられ、お子様に恵まれた場合、そのお子様が男子であれ女子であれ、「女系」ということになる。女系天皇を認めなければ、皇位継承資格のない女系のお子様方はご結婚と共に皇族の身分を離れて、国民の仲間入りをされることになる。結局、その女性宮家は“一代限り”で幕を閉じる他ない。

内廷の女性皇族がご結婚され、お子様に恵まれた後、女性天皇として即位されても、同じように皇位継承の“行き詰まり”をただ一代だけ先送りするにすぎない。皇位の安定継承にはまるでつながらない。ただ“目先”だけ「皇族数の減少」に歯止めがかかったような錯覚を与えるだけだ。

そんなことのために、対象となる女性皇族方のたった一度しかない人生を犠牲にさせていただくのは、あまりにも申し訳ないことではあるまいか。

★ 男女で“格差”を設けることが許されるのか

そもそも、女系天皇とセットにならない女性天皇・女性宮家は、およそ常識外れな、かなりイビツなものになるのを避けられない。同じ「天皇」なのに、男性ならお子様に皇位継承資格が認められ、女性なら認められない。このような差別の客観的・合理的な根拠は何か。性別だけを理由として“一人前の天皇(お子様に継承資格あり)”と“半人前の天皇(お子様に継承資格なし)”とを峻別するというのは、現代において相当「野蛮」な制度と自覚すべきではあるまいか。「日本国の象徴」「日本国民統合の象徴」である天皇どうしの中に、男女で“格差”を設けること自体、不自然だろう。

そもそも、女性天皇にせよ女性宮家にせよ、ご結婚相手の男性は、皇族の身分を取得されるのか、それとも国民のままなのか。天皇又は宮家の当主のご結婚相手が国民のままというのは、かなり無理があるのではないだろうか。国民のままなら憲法第3章の適用対象だから、さまざまな権利や自由が保障されていなければならない。政治・経済・宗教上の活動における自由も最大限、尊重されるべきだろう。しかし、そのことと、「国民統合の象徴」である天皇の地位や、その天皇のご近親である宮家の当主の配偶者としてのお立場は、はたして整合的なのか。それ以前に、一つの世帯を営むのに、一方が天皇又は皇族で、もう一方が国民という形は、いささか異常ではないか。

従って、女性天皇および女性宮家の当主の配偶者は当然、男性皇族の場合の配偶者と“同じよう”に、皇籍を取得されるべきだ。又、そのようにご両親が皇族であれば、その間にお生まれになったお子様にも皇族の身分が与えられるのは、当たり前だろう。しかし、そのお子様は皇族であられながら、しかも、男子にも女子にも皇位継承資格が認められている制度のもとで、親でいらっしゃる天皇、宮家の当主たる方が「女性」であるというだけの理由で、決して継承資格が認められないことになる。

★ 高くなる結婚のハードル

そのような格差をことさら設けることは、女性天皇や女性宮家の当主のご結婚に際し、大きくマイナスに作用することはあっても、決してプラスには働かないだろう。その上、もし配偶者には皇族の身分すら与えられないとすれば、皇室のメンバーの中で、自分だけが(男性皇族のご結婚相手の女性は皇族とされているのに)“国民のまま”であるにもかかわらず、一方では国民に認められている権利や自由の多くが事実上、制約されかねないことになって、ご結婚のハードルは極めて高くなるだろう。

女性天皇と女性宮家は制度上、セットで認めなければならないし、その場合、女系天皇も決して欠かしてはならない。◆消去法で残ったのは結局、女性天皇、女性宮家、女系天皇のセットだった。